

第 5430 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月17日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 永年勤続記念旅行券

**Q**：当社では、永年勤続者に対し、10年、20年、30年ごとにそれぞれ5日、6日、7日の特別休暇と5万円、10万円、15万円相当の旅行券を支給することとしました。旅行券は課税対象になりますか？

**A**：対象にならないものと思われます。

### 【解説】

所得税では、使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない）を支給することによりその役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくてよいとされています。

①その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。

②その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

したがって、お尋ね程度の旅行券であれば、課税対象にならないものと思われます。

なお、この記念品には、金銭や商品券、有価証券などは含まれませんので、その点に注意が必要です。

